

本計画とデジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項との対応関係

- 本計画と、デジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項である、
- ①デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針（第1号）
 - ②世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第2号）
 - ③多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第3号）
 - ④高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用機会の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第4号）
 - ⑤教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第5号）
 - ⑥人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第6号）
 - ⑦経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第7号）
 - ⑧事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第8号）
 - ⑨生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第9号）
 - ⑩国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第10号）
 - ⑪国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第11号）
 - ⑫公的基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第12号）
 - ⑬特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第13号）
 - ⑭サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（第14号）
 - ⑮前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項（第15号）
- との関係を、以下示す。

項目名	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
第1 はじめに ～重点計画の目的～	○														
第2 デジタルにより目指す社会の姿	○			○											
第3 司令塔としてのデジタル庁の役割	○														
第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則	1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現	○	○		○	○				○					
	2. デジタル社会形成のための基本原則	○													
	3. BPRと規制改革の必要性	○													
	4. クラウド・バイ・デフォルト原則	○													
第5 デジタル化の基本戦略	1. デジタル社会の実現に向けた構造改革	○													
	2. デジタル田園都市国家構想の実現	○	○					○	○						
	3. 国際戦略の推進														○
	4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保		○											○	
	5. 包括的データ戦略の推進				○						○	○		○	
	6. デジタル産業の育成							○	○	○					
	7. Web3.0の推進							○	○						

第6 デジタル社会の実現に向けた施策	1. 国民に対する行政サービスのデジタル化	(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン	○		○															
		(2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化			○						○									
		(3) マイナンバー制度の利活用の推進										○								
		(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進										○								
		(5) 公共フロントサービスの提供等				○						○								
	2. 暮らしのデジタル化	(1) 暮らしを変えるデータ連携の実現	○																○	
		(2) 準公共分野のデジタル化の推進			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		(3) 相互連携分野のデジタル化の推進			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3. 規制改革					○	○			○	○	○	○							
	4. 産業のデジタル化	(1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組				○				○	○				○				○	
		(2) 中小企業のデジタル化の支援				○				○	○									
		(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション				○				○	○								○	
	5. デジタル社会を支えるシステム・技術	(1) 国の情報システムの刷新	○			○								○						
		(2) 地方の情報システムの刷新				○								○						
		(3) デジタル化を支えるインフラの整備			○														○	
(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進																			○	
6. デジタル社会のライフスタイル・人材	(1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換												○							
	(2) デジタル人材の育成・確保	○				○	○													
第7 今後の推進体制			○																	
施策集	冒頭			○																
	I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現				○		○	○					○							
	II. 国際戦略の推進																			○
	III. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保				○														○	
	IV. 包括的データ戦略の推進					○				○			○		○	○				
	V. 国民に対する行政サービスのデジタル化					○							○	○						
	VI. 準公共分野のデジタル化の推進					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	VII. 相互連携分野のデジタル化の推進					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	VIII. 産業のデジタル化					○				○	○	○	○	○	○	○			○	
	IX. デジタル社会を支えるシステム・技術				○	○								○					○	
X. デジタル社会のライフスタイル・人材							○	○					○							

本計画と官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係

官民データ活用推進基本法第8条第5項においては、政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告することとされており、同条第7項において、計画の変更についても準用されている。これを踏まえ、本計画と、官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項である、

- ①官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針（第1号）
- ②国の行政機関における官民データ活用に関する事項（第2号）
- ③地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項（第3号）
- ④官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策（第4号）
- ⑤前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項（第5号）との関係を、以下示す。

項目名		1号（官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針）	2号（国の行政機関における官民データ活用に関する事項）	3号（地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項）	4号（官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策）	5号（前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項）	
第1	はじめに ～重点計画の目的～	○					
第2	デジタルにより目指す社会の姿	○					
第3	司令塔としてのデジタル庁の役割	○					
第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則	1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現	○	○	○	○		
	2. デジタル社会形成のための基本原則	○					
	3. BPRと規制改革の必要性	○					
	4. クラウド・バイ・デフォルト原則	○					
第5 デジタル化の基本戦略	1. デジタル社会の実現に向けた構造改革	○					
	2. デジタル田園都市国家構想の実現	○					
	3. 国際戦略の推進					○	
	4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保					○	
	5. 包括的データ戦略の推進		○	○	○		
	6. デジタル産業の育成			○			
	7. Web3.0の推進			○			
第6 デジタル社会の実現に向けた施策	1. 国民に対する行政サービスのデジタル化	(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン	○	○	○		
		(2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化		○	○	○	
		(3) マイナンバー制度の利活用の推進		○	○	○	
		(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進		○	○	○	
		(5) 公共フロントサービスの提供等		○	○	○	
	2. 暮らしのデジタル化	(1) 暮らしを変えるデータ連携の実現	○				
		(2) 準公共分野のデジタル化の推進		○	○	○	
		(3) 相互連携分野のデジタル化の推進			○	○	

第6 デジタル社会の実現に向けた施策	3. 規制改革			○	○		
	4. 産業のデジタル化	(1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組			○	○	
		(2) 中小企業のデジタル化の支援			○	○	
		(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション			○	○	
	5. デジタル社会を支えるシステム・技術	(1) 国の情報システムの刷新		○	○	○	
		(2) 地方の情報システムの刷新			○	○	
		(3) デジタル化を支えるインフラの整備					○
		(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進					○
	6. デジタル社会のライフスタイル・人材	(1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換			○	○	
		(2) デジタル人材の育成・確保					○
第7 今後の推進体制			○				
施策集	冒頭			○			
	I. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現			○	○	○	
	II. 国際戦略の推進						○
	III. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保						○
	IV. 包括的データ戦略の推進			○	○	○	
	V. 国民に対する行政サービスのデジタル化			○	○	○	
	VI. 準公共分野のデジタル化の推進			○	○	○	
	VII. 相互連携分野のデジタル化の推進				○	○	
	VIII. 産業のデジタル化				○	○	
	IX. デジタル社会を支えるシステム・技術			○	○	○	
X. デジタル社会のライフスタイル・人材				○	○		